

# うらやす市民大学運営委員会運営要領

平成 21 年 10 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、うらやす市民大学設置要綱(平成 21 年 6 月 1 日制定)第 9 条の規定により、うらやす市民大学運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民大学の学習内容及び学習形態に関すること。
- (2) その他市民大学の運営に関すること。

(委員)

第 3 条 運営委員会は、委員 12 名以内をもって組織する。

2 委員は、学長、副学長、その他学長が任命する次に掲げる者とする。

- (1) 学生代表者
- (2) 行政職員代表者

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長等)

第 5 条 運営委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は学長とする。

3 副委員長は、学長が指名する。

(委員長等の職務)

第 6 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 運営委員会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会議の定足数及び議決)

第 8 条 運営委員会は、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 9 条 運営委員会の庶務は、市長公室市民大学において処理する。

(補則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、運営委員会に関する事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則 この要領は、決裁の日から施行する。